

地域医療支援病院名称承認の継続について（県立広島病院）				
開設者	地方独立行政法人広島県立病院機構 〔令和7年3月31日まで〕 広島県知事 湯崎 英彦			
開設者の事務所所在地	広島市中区基町10番52号			
病院の名称	県立広島病院			
病院の所在地	広島市南区宇品神田一丁目5番54号			
管理者の氏名	平川 勝洋			
診療科目	内科、消化器内科、内視鏡内科、呼吸器内科、リウマチ科、内分泌内科、精神科、消化器・乳腺外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、頭頸部・耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、循環器内科、脳神経内科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、救急科、小児科、小児科(腎臓)、小児科(新生児)、小児外科、産婦人科、腎臓内科、移植外科、病理診断科			
承認要件への該当状況				
承認要件	基準	該当状況		適否
		当初承認時(H19.8.27)	今回申請	
①開設者	国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院で健康保険法第63条第3項第1号の指定又は同法第86条第1項第1号の承認を受けており、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者	都道府県	地方独立行政法人（公的医療機関）	適
②他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供	(i) 紹介率 80%以上 (ii) 紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上 (iii) 紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上	・(ii) に該当 紹介率：66.4% 逆紹介率：64.2% (H18.4～H19.3)	・(i) に該当 紹介率：96.3% 逆紹介率：148.2% (R5.4～R6.3)	適
③病床、高額医療機器等の共同利用の実施	・当該病院の施設・設備の地域の医師又は歯科医師への開放及び当該規定の整備	・共同利用の規定 有 ・共同利用の範囲 CT・MRI 検査 2,444 件、病床 54 件、講堂、図書室、その他施設・整備	・共同利用の規定 有 ・共同利用の範囲 CT・MRI 検査 11,272 件、病床、図書室、その他施設・設備	適
	・当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上	・利用者の全てが開設者と直接関係のない医療機関	・同左	適
	・共同利用に関する情報の提供等連絡・調整担当者の設置	・担当者を設定	・規程にて担当課を設定	
	・共同利用のための専用の病床確保	・確保済（25床）	・同左	

④救急医療の提供	・24時間体制で対応できる医師等医療従事者の確保	・確保済	・同左	適
	・重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床の確保	・確保済 優先的病床 25 床 専門病床 25 床	・確保済 優先的病床 24 床 専門病床 24 床	
	・24時間使用可能な重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設（診察室、処置室、検査室等）及び体制の確保	・確保済 (救急救命センター)	・同左	
	・救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備の保持 ・次の救急搬送患者の受入要件のいずれかを満たすこと （i）救急搬送患者数/救急医療圏人口×1,000≥2 （ii）当該病院における年間の救急搬送患者受入数≥1,000	・救急患者受入要件 救急告示病院 (H10.5.19 健政発 639 ただし書き)	・救急患者受入要件 (i) 7,141/1,366,912 ×1,000=5.2>2 (ii) 7,141≥1,000 →両方に該当	
⑤地域の医療従事者の資質の向上のための研修を実施	・必要な図書等の整備	・蔵書数 約 2,000 冊	・蔵書数 約 15,600 冊	適
	・研修を定期的に行う体制の整備	・整備済	・同左	
	・研修プログラムの作成	・作成済	・同左	
	・病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会の設置	・設置済	・同左	
	・研修のための施設・設備	・整備済 講堂、研修室（スクリーン、プロジェクター、音響等）	・整備済 講堂、研修室（マイク、スクリーン、投影機、ホワイトボード等）	
	・年間 12 回以上の研修（当該病院以外の地域の医療従事者が含まれ、医師以外の医療従事者を対象としたものが含まれていること）を主催	・研修実績（H18 年度） 40 回開催、参加者数 1,244 人（うち院外医療従事者 154 人）	・研修実績（R5 年度） 13 回開催、参加者数 848 人（うち院外医療従事者 498 人）	
⑥原則 200 床以上	・都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要と認めたときは 200 床未満でも可能	・一般病床 700 床 精神病床 50 床	・一般病床 662 床 精神病床 50 床	適
⑦必要な要件を満たした構造設備	・一般病院の施設整備に加え、集中治療室、救急用自動車、医薬品情報管理室、化学・細菌・病理の検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室	・整備済	・同左	適
⑧諸記録の管理及び閲覧	・諸記録の管理及び閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧場所を定める	・責任者、担当者及び閲覧場所を定め適切に実施	・同左	適

⑨委員会の設置 ※地域医療の確保のための必要な支援に係る業務の適切な実施について審議	・委員は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成（当該病院関係者以外の者が大半を占めること） ・地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べる	・地域医療支援病院運営委員会を設置 ・委員 14 名（うち当該病院に勤務しない委員 8 名）	・地域医療支援病院運営委員会を設置 ・委員 9 名（うち当該病院に勤務しない委員 5 名）	適
⑩患者に対する相談体制の確保	・病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制の確保	・責任者及び担当者を定め適切に実施（地域連携科が窓口）	・患者総合支援センターを設置し、看護師及び社会福祉士等を担当者に定め、適切に実施 ・患者相談件数:4,170 件（令和 5 年度）	適

地域医療支援病院名称承認の継続について（県立二葉の里病院）				
開設者	地方独立行政法人広島県立病院機構 〔 令和7年3月31日まで 医療法人 JR 広島病院（理事長 田妻 進） 〕			
開設者の事務所所在地	広島市中区基町10番52号 （令和7年3月31日まで 広島市東区二葉の里三丁目1番36号）			
病院の名称	県立二葉の里病院 （令和7年3月31日まで JR 広島病院）			
病院の所在地	広島市東区二葉の里三丁目1番36号			
管理者の氏名	田妻 進			
診療科目	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、外科、消化器外科、整形外科、精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、歯科口腔外科、麻酔科、緩和ケア内科、脳神経内科、人工透析外科、内分泌外科、救急科			
承認要件への該当状況				
承認要件	基準	該当状況		適否
		当初承認時(R2.3.30)	今回申請	
①開設者	国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院で健康保険法第63条第3項第1号の指定又は同法第86条第1項第1号の承認を受けており、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者	医療法人 （医療法の規程に基づき設立された医療法人）	地方独立行政法人 （公的医療機関）	適
②他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供	(i) 紹介率 80%以上 (ii) 紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上 (iii) 紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上	・(iii)に該当 紹介率：54.2% 逆紹介率：72.0% (H30.4～H31.3)	・(ii)に該当 紹介率：69.8% 逆紹介率：94.0% (R5.4～R6.3)	適
③病床、高額医療機器等の共同利用の実施	・当該病院の施設・設備の地域の医師又は歯科医師への開放及び当該規定の整備	・共同利用の規定 有 ・共同利用の範囲 病床0件、図書室、医療機器（CT検査1,191件、MRI検査948件、RI検査195件、骨密度検査14件、マンモグラフィ1件）	・共同利用の規定 有 ・共同利用の範囲 病床0件、図書室、医療機器（CT検査1,195件、MRI検査1,179件、RI検査262件、骨密度検査67件、マンモグラフィ0件）	適
	・当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上	・利用者の全てが開設者と直接関係のない医療機関	・同左	適
	・共同利用に関する情報の提供等連絡・調整担当者の設置	・地域医療連携室に担当者を配置	・同左	
	・共同利用のための専用の病床確保	・確保済（5床）	・同左	

④救急医療の提供	・24 時間体制で対応できる医師等医療従事者の確保	・確保済	・同左	適
	・重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床の確保	・確保済 優先的病床 15 床	・確保済 優先的病床 12 床	
	・24 時間使用可能な重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設（診察室、処置室、検査室等）及び体制の確保	・確保済 （救急室、中央処置室、中央検査室、放射線科、生理検査室）	・同左	
	・救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備の保持 ・次の救急搬送患者の受入要件のいずれかを満たすこと （i）救急搬送患者数/救急医療圏人口×1,000≥2 （ii）当該病院における年間の救急搬送患者受入数≥1,000	・救急患者受入要件 （i） $1,109/1,365,134 \times 1,000 = 0.8 < 2$ （ii） $1,109 \geq 1,000$ →（ii）に該当	・救急患者受入要件 （i） $1,432/1,366,912 \times 1,000 = 1.04 < 2$ （ii） $1,432 \geq 1,000$ →（ii）に該当	
⑤地域の医療従事者の資質の向上のための研修を実施	・必要な図書等の整備	・蔵書数 約 2,000 冊	・同左	適
	・研修を定期的に行う体制の整備	・整備済	・同左	
	・研修プログラムの作成	・作成済	・同左	
	・病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会の設置	・設置済	・同左	
	・研修のための施設・設備	・整備済 会議室で研修実施可能（パソコン、音響設備、プロジェクター、スクリーン等）	・同左	
	・年間 12 回以上の研修（当該病院以外の地域の医療従事者が含まれ、医師以外の医療従事者を対象としたものが含まれていること）を主催	・研修実績（H30 年度） 20 回開催、参加者数 698 人（うち院外医療従事者 400 人）	・研修実績（R5 年度） 17 回開催、参加者数 570 人（うち院外医療従事者 314 人）	
⑥原則 200 床以上	・都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要と認めたときは 200 床未満でも可能	・一般病床 275 床	・一般病床 269 床	適
⑦必要な要件を満たした構造設備	・一般病院の施設整備に加え、集中治療室、救急用自動車、医薬品情報管理室、化学・細菌・病理の検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室	・整備済	・同左	適
⑧諸記録の管理及び閲覧	・諸記録の管理及び閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧場所を定める	・責任者、担当者及び閲覧場所を定め適切に実施	・同左	適

⑨委員会の設置 ※地域医療の確保のための必要な支援に係る業務の適切な実施について審議	・委員は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成（当該病院関係者以外の者が大半を占めること） ・地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べる	・地域医療支援病院運営委員会を設置 ・委員 11 名（うち当該病院に勤務しない委員 6 名）	・地域医療支援病院運営委員会を設置 ・委員 9 名（うち当該病院に勤務しない委員 5 名）	適
⑩患者に対する相談体制の確保	・病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制の確保	・相談窓口及び相談室を設置し、看護師及び社会福祉士を担当者に定め、適切に実施 ・患者相談件数：3,238 件（平成 30 年度）	・相談窓口及び相談室を設置し、看護師及び社会福祉士を担当者に定め、適切に実施 ・患者相談件数:1,204 件（令和 5 年度）	適

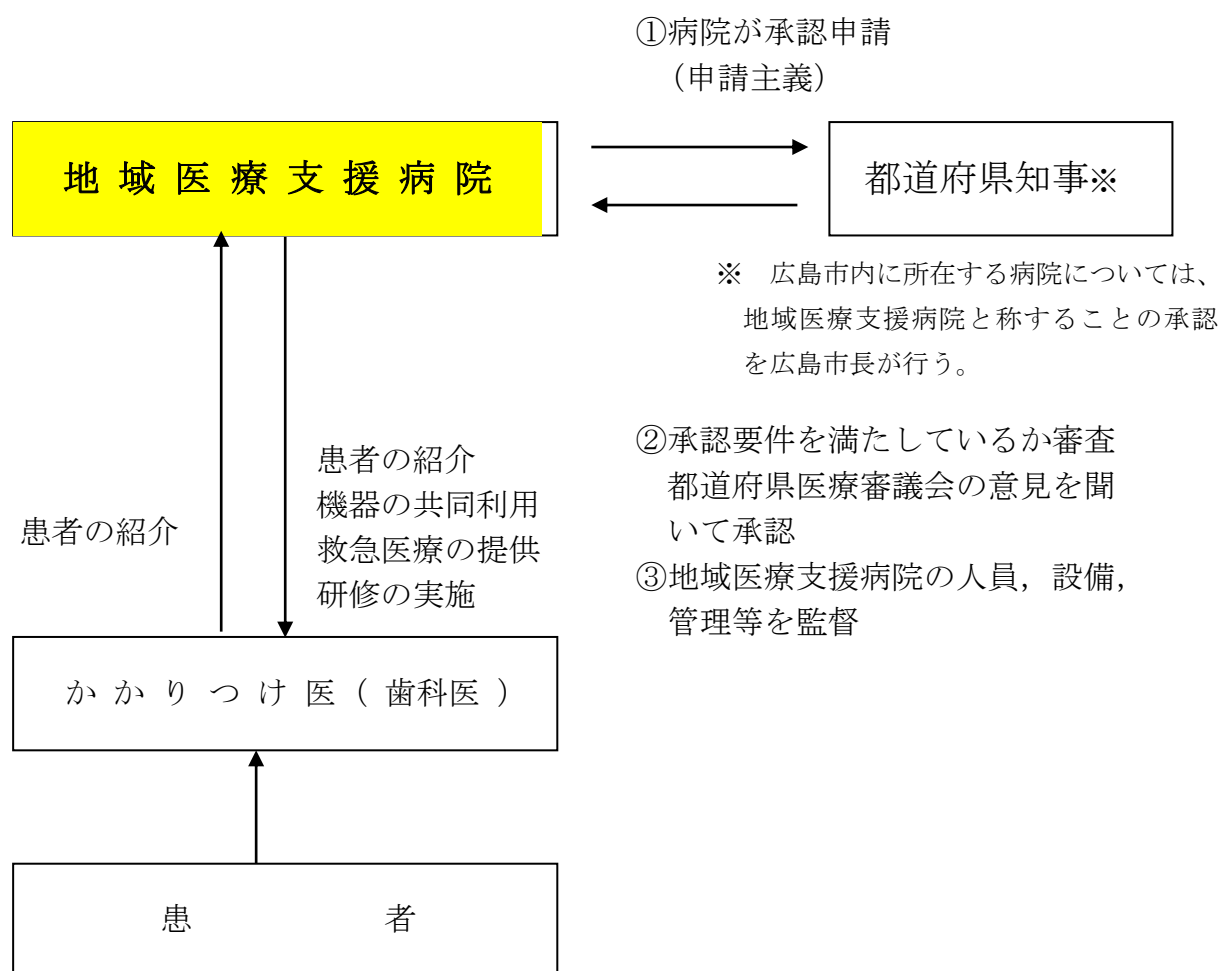
地域医療支援病院について

1 制度の趣旨

地域医療の充実を図り、効率的な医療提供体制を確立する上で、医療機関相互の適切な機能分担を図るとともに、その機能連携を進めることが重要である。

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等が第一線の地域医療を担い、これらへの支援を通じて地域医療の確保を図る病院として地域医療支援病院を医療法上位置づける。

2 制度の仕組み



(注) 一般の医療機関の紹介による受診が原則

- ①一般の医療機関の医師、歯科医師は、必要に応じ患者を紹介
- ②地域医療支援病院は、紹介を受けた患者に対し、医療を提供
- ③地域医療支援病院は、必要な医療を提供した患者に対し、その病状に応じて、当該紹介を行った医療機関等適切な医療機関を紹介し、その後の医療を確保

3 地域医療支援病院の主な承認要件

- ① 他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供及び他の医療機関への患者の紹介
- ② 病床，高額医療機器等の共同利用
- ③ 救急医療の提供
- ④ 地域の医療従事者の資質向上のための研修を実施
- ⑤ 原則200床以上
- ⑥ 必要な要件を満たした構造設備を有する

4 地域医療支援病院の実施すべき事項

- ① 他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供
- ② 地域の医師等による病床や高額医療機器等の共同利用の実施
- ③ 救急医療の提供
- ④ 地域の医療従事者の資質の向上のための研修を実施
- ⑤ 診療に関する諸記録等の体系的な管理
- ⑥ 患者を紹介しようとする他の医療機関の医師等に対する情報提供
- ⑦ その他厚生労働省令で定める事項
- ⑧ 在宅医療の提供の推進に関し必要な支援
 - ・在宅医療の提供者間の連携の緊密化のための支援
 - ・患者又は地域の医療提供施設に対する在宅医療の提供者に関する情報提供等

5 紹介患者に対する医療提供の基本的考え方

- (1) 地域医療支援病院の主な機能として位置づけられている「紹介患者に対する医療提供」については，以下のような事項を管理者の責務として省令において規定することとしている。
 - ① 原則として他の病院又は診療所から紹介された患者に対して医療を提供すること。
 - ② 必要な医療を提供した患者に対し，その病状に応じて当該紹介を行った医療機関等適切な医療機関を紹介し，その後の医療を確保すること。
- (2) 紹介率等の設定についての考え方

「原則として他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供すること」については，その適正な運用を確保するため，通知において次のいずれかに該当するように，紹介率等の基準が設定されている。

 - ア 紹介率80%以上
 - イ 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上
 - ウ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

地域医療支援病院、特定機能病院及び一般病院の比較

項 目	地域医療支援病院	特 定 機 能 病 院	一 般 病 院
主な機能	紹介患者に対する医療の提供 病床や高額医療機器等の共同利用 24 時間救急医療の提供 地域の医療従事者に対する研修	高度医療（心臓手術, 臓器移植等）の提供 高度医療技術の開発・評価 高度医療に関する研修	
診療科	規定なし	原則, 内科, 外科, 歯科等の基本的診療のうち 10 科以上を有する	
病床数	原則 200 床	400 床	20 床以上
患者紹介制	紹介患者の割合 ①原則紹介率 80%以上 ただし, 紹介率 60~80%であっても, 2 年間で紹介率を 80%までに高める年次計画を作成し, その達成が見込まれる病院については個別に承認 ②紹介率 65%以上, かつ, 逆紹介率 40%以上 ③紹介率 50%以上, かつ, 逆紹介率 70%以上 必要な医療を提供した患者に対し, その病状に応じて当該紹介を行った医療機関等適切な医療機関を紹介し, その後の医療を確保	紹介患者の割合 紹介率が 30%を下回る場合は, 年次計画を立て, 概ね 5 年間で 10%紹介率を高める	
記録の整備及び開示	診療に関する諸記録, 病院の管理及び運営に関する諸記録の整備 患者紹介を行おうとする医師, 地方公共団体等に対する情報提供	診療に関する諸記録, 病院の管理及び運営に関する諸記録の整備 患者紹介を行おうとする医師, 地方公共団体等に対する情報提供	
施設設備	一般病院の施設設備に加え, 集中治療室, 救急用自動車, 医薬品情報管理室, 化学, 細菌等の検査施設, 病理解剖室等	一般病院の施設設備に加え, 集中治療室, 医薬品情報管理室, 化学, 細菌等の検査施設, 病理解剖室, 無菌病室等	手術室, 臨床検査施設, 診察室, 処置室等

地域医療支援病院 一覧

R7.2.21現在

二次医療圏域	病院数	病院名	所在地	承認年月日
広島	6	広島赤十字・原爆病院	広島市中区千田町一丁目9番6号	H19.8.27
		県立広島病院	広島市南区宇品神田一丁目5番54号	H19.8.27
		広島市立広島市民病院	広島市中区基町7番33号	H20.9.11
		広島市立北部医療センター安佐市民病院	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号	R4.4.21 (適用日:R4.5.1)
		国家公務員共済組合連合会広島記念病院	広島市中区本川町一丁目4番3号	H21.2.13
		医療法人 JR広島病院	広島市東区二葉の里三丁目1番36号	R2.3.30
広島西	2	厚生連広島総合病院	廿日市市地御前一丁目3番3号	H16.8.12
		独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	大竹市玖波四丁目1番1号	H23.8.26
呉	4	呉市医師会病院	呉市朝日町15番24号	H11.11.17
		独立行政法人国立病院機構呉医療センター	呉市青山町3番1号	H19.8.27
		独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目5番1号	H20.9.11
		国家公務員共済組合連合会呉共済病院	呉市西中央二丁目3番28号	H21.8.12
広島中央	1	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家513	H21.8.12
尾三	3	三原市医師会病院	三原市宮浦一丁目15番1号	H11.11.17
		尾道市立市民病院	尾道市新高山三丁目1170番地177	H20.1.30
		厚生連尾道総合病院	尾道市平原一丁目10番23号	H23.4.27
福山・府中	3	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	福山市沖野上町四丁目14番17号	H18.8.31
		福山市民病院	福山市蔵王町五丁目23番1号	H21.8.12
		公立学校共済組合中国中央病院	福山市御幸町大字上岩成148番13	H30.3.26
備北	1	市立三次中央病院	三次市東酒屋町531番地	H23.8.29
合 計	20			